

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
国際会議等誘致支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 コンベンション誘致の都市間競争が激化している状況の下、高松市でのMICEの振興、とりわけ国際会議等の開催をより一層促進するため、国際会議等の開催地選定の権限を持つ旅行会社等に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 国際会議等

学術、文化、技術等の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術、文化、技術等の研究の発表又は討論のための国際的な会議、スポーツ大会等をいう。

(2) 主催者

前号に定める国際会議等を主催する組織、若しくは国際会議等の開催のために新たに組織を設立する場合にあっては、開催地決定の意志決定機関の一員として就任する予定である者又はこれに準ずる者。

(3) 旅行業者等

国際会議等を主催する主催者とは別の組織(第2号に定める意志決定機関への就任予定者又はこれに準ずる者も含む。以下この号において「組織等」という。)又は企業であり、国際会議等を主催する組織等から開催地の選定を委任されている、若しくはこれに準ずる国際会議等の開催地の決定に係る権限(提案権も含む。)を有している旅行会社及び会議運営事業者

2 前項第3号に掲げる旅行業者とは、旅行業法に基づく旅行業資格を有する事業者とし、会議運営事業者とは、定款等にコンベンションの企画・運営を行うことを定める事業者とする。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付対象は、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー全国大会等開催補助金交付要綱(以下、「補助金交付要綱」という。)第3条第1号に定める補助対象要件を満たす国際会議等(同要綱第3条第3項に該当する国際会議等は除く。)の誘致支援事業を行い、その開催が終了したものとする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、国際会議等の参加者数に応じ、次のとおりとする。ただし、参加者数のうち国外参加者数の占める割合が20%未満の場合、国外参加者数に5を乗じて得た数を、参加者数とみなす。

(1) 100人未満	10万円
(2) 100人以上200人未満	20万円
(3) 200人以上300人未満	50万円
(4) 300人以上	100万円

(認定申請及び決定)

第5条 誘致支援事業を行い補助金の交付を受けようとする旅行者等(以下、「申請者」という。)は、申請者が高松市又は近隣町に誘致しようとする国際会議等の企画書等を主催者に提出する日の前日までに、高松市国際会議等誘致支援事業認定申請書(様式第1号)を財団に提出し、認定を受けなければならない。

2 財団は、前項の申請に係る審査を行い、当該申請が認定すべきものと認めるときは、認定の決定を行い、高松市国際会議等誘致支援事業認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金申請及び実績報告)

第6条 本要綱に基づき交付する補助金の交付申請、決定等の手続きについての必要な事項は、財団補助金交付規程による。ただし、同規程第3条第2号に定める収支予算書(様式第2号)及び第7条第1号に定める収支決算書(様式第7号)は、省略することができる。

2 申請者は、補助金申請に関し、以下のものを提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 大会要項等(国際会議等の内容がわかる日程表又は案内書類など)
- (3) 国別・都道府県別参加者数(予定)一覧表
- (4) 主催者と申請者により交わされた契約書等の写し
- (5) 第2条第2項を証する書類

3 申請者は、補助金実績報告に関し、以下のものを提出するものとする。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第6号)
- (2) 国別・都道府県別参加者数一覧表
- (3) 開催されたことを証する書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(様式第1号)

高松市国際会議等誘致支援事業認定申請書

年 月 日

(公財)高松観光コンベンション・ビューロー
コンベンション推進部長 殿

(申請者)

住 所

団体・企業名

代 表 者 ①

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー国際会議等誘致支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、誘致支援事業の認定に関し、次のとおり申請します。

1 誘致支援事業(3件以上の場合は別紙)

主催者名	国際会議等名	開催時期	参加実人数
		年 月頃	人
		年 月頃	人

2 担当者および連絡先

(担当者名) (電 話)

(電子メール) (F A X)

(様式第2号)

高松市国際会議等誘致支援事業認定通知書

年 月 日

殿

(公財)高松観光コンベンション・ビューロー
コンベンション推進部長 ㊟

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー国際会議等誘致支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり誘致支援事業に認定します。

1 誘致支援事業

主催者名	国際会議等名	開催時期	参加実人数
		年 月頃	人
		年 月頃	人